明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（一六）　六
○戸籍法の一部を改正する法律（一七）　三〇
○船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（一八）　三九
○食品ロスの削減の推進に関する法律（一九）　四五

〔政　令〕
○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（一五）　四九
○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一六）　五五
○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（一七）　五九

〔府　令〕
○子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六）　六一
○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（同七）　八九
○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（同八）　九一

〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務一）　一〇八
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（同二）　一〇九
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（同三）　一〇九

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務一〇）　一一〇
○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（同一一）　一一三
○最高裁判所裁判官国民審査法施行規則等の一部を改正する省令（同一二）　一一四
○公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令（同一三）　一二四
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・経済産業一）　一三三
○母子保健法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七）　一三五
○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業一）　一三六
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産六）　一三九
○農業保険法施行規則等の一部を改正する省令（同七）　一四四
○独立行政法人日本貿易振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（経済産業六）　一五二
○独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同七）　一五四
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同八）　一五五
○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同九）　一五六
○独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同一〇）　一六三
○国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同一一）　一六五
○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同一二）　一六八

〔規　則〕
○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委二）　一七三

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十二年分・平成二十年分～平成二十一年分・平成二十七年分～平成二十九年分）を公表する件（総務四七）　一七六
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十三年分・平成二十六年分・平成三十年分）を公表する件（同四八）　一七八

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。